

平成30年度前期技能検定のご案内

- 若者(35歳未満)の技能検定実技試験受検手数料が減額されます
- 受検者全員(職種(作業)、等級、年齢等に関わらず)が受検申請時に本人確認書の提出が必要となります

1 減額について

若者(35歳未満)の受検を促進するため、平成29年度後期技能検定試験から、ものづくり分野の2級及び3級の実技試験手数料が国の措置(負担)により減額され、今年度前期についても対象となります。

(1) 減額の要件

- ア 2級及び3級の実技試験を受検する者
- イ 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者(昭和58年(1983年)4月2日以降に生まれた者)
- ウ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表1の上覧の在留資格を持って在留する者以外の者
- エ 技能五輪北海道大会(予選会)で、2級技能検定の実技試験課題を使用して受ける者

(2) 実技試験手数料(※婦人子供服製造以外)

受検級	年齢区分	実技手数料	学科手数料	計
1級(※以外)、単一等級	全年齢	17,900円	3,100円	21,000円
2級(※以外)	35歳以上	17,900円		21,000円
	35歳未満	8,900円		12,000円
3級(※以外)	35歳以上の在校生以外	17,900円		21,000円
	35歳以上の在校生	11,900円		15,000円
	35歳未満の在校生以外	8,900円		12,000円
	35歳未満の在校生	2,900円		6,000円

※「婦人子供服製造」職種

職種(作業)	受検級	年齢区分	実技手数料	学科手数料	計
婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作)	1級	全年齢	15,000円	3,100円	18,100円
		35歳以上	15,000円		18,100円
	2級	35歳未満	6,000円		9,100円

注) 3級受検者在校生とは、認定・公共職業訓練施設、職業能力開発校、職業能力開発総合大学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等に申請時に在学している者です。詳しくは、当協会までお問い合わせ下さい。

2 本人確認のための提出書類について

受検職種(作業)、等級、年齢に関係なく、本人確認書類として次のいずれかの写し等の提出(添付)が必要となります。

- (1) 運転免許証、個人カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること)その他日本官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る)
- (2) 特別永住者証明書、在留カード
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 生徒手帳、学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る)
- (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

3 平成30年度前期技能検定の申請について

受付期間 平成30年4月4日(水)から平成30年4月17日(火)まで

北海道職業能力開発協会

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内
電話 011-825-2386 FAX 011-825-2390